

集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書

集団的自衛権について、これまで政府は「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず、他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力行使の範囲を超えるものであり、許されない。」としてきた。

ところが、首相は私的な諮問機関の報告書をもとに、集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更によって容認しようとしている。

しかし、国の安全保障政策は立憲主義の原則により、憲法前文と第9条に基づいて策定されることは当然のことであり、集団的自衛権の行使については、その時々々の政府の判断で解釈を変更する性格のものではない。とりわけ、集団的自衛権については、これまでも国会で議論が積み重ねられており、これを無視して政府見解を変更することは、憲法のみならず、歴代の国会答弁をも形骸化させるものと言わざるを得ない。

よって国においては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使につながる憲法解釈の変更を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月13日

長野県上伊那郡南箕輪村議会

議長 原 悟 郎

宛先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣、外務大臣